

農畜水産モニタリング検査支援事業実施要領

制定	令和3年3月30日2食産第6673号 農林水産省食料産業局長通知
改正	令和4年4月1日3輸国第5296号
改正	令和5年3月30日4輸国第6067号
改正	令和6年4月1日5輸国第4955号
改正	令和7年4月1日6輸国第4600号

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3輸国第5108号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表1の区分の欄の1の（2）のアの農畜水産モニタリング検査支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 補助事業者

- 1 交付等要綱別表1の補助事業者の欄の6の輸出・国際局長が別に定める者は、次に掲げる者とする。
 - （1）農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合又は独立行政法人
 - （2）法人格を有しない団体であって輸出・国際局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）
- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすこと。
 - （1）主たる事務所の定めがあること。
 - （2）代表者の定めがあること。
 - （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
 - （4）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（交付等要綱第6の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて輸出・国際局長に提出して、その承認を受けること。

第3 事業の内容等

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和2年12月15日付け農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、輸出の障害の克服に向けた体制整備の効果的な推進を図るため、輸出先国・地域（以下「輸出先国」という。）が求める農畜水産物における農薬、動物用医薬品、汚染物質等の残留物質のモニタリング等に係る検査に必要な取組を支援する。

本事業において支援を実施する畜産物モニタリング検査、水産物モニタリング検査、農産物モニタリング検査及び生産海域モニタリング検査の内容及び補助対象となる経費の範囲については、次のとおりとする。

なお、補助率は定額とする。

1 畜産物モニタリング検査支援

輸出先国が求める畜産物の農薬、動物用医薬品等の残留物質モニタリング等の検査に必要な取組を支援するものとする。

（補助対象経費）

役務費、印刷製本費、消耗品費、旅費、人件費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、委託費、通信運搬費等

2 水産物モニタリング検査支援

輸出先国が求める水産物の農薬、動物用医薬品等の残留物質モニタリング等の検査に必要な取組を支援するものとする。

（補助対象経費）

役務費、印刷製本費、消耗品費、旅費、人件費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、委託費、通信運搬費等

3 農産物モニタリング検査支援

輸出先国が求める農産物の農薬、汚染物質等の残留物質モニタリング等の検査に必要な取組を支援するものとする。

（補助対象経費）

役務費、印刷製本費、消耗品費、旅費、人件費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、委託費、通信運搬費等

4 生産海域モニタリング検査支援

輸出先国が求める二枚貝生産海域でのプランクトン、貝毒等の検査に必要な取組を支援するものとする。

（補助対象経費）

役務費、印刷製本費、消耗品費、旅費、人件費、用船費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、委託費等

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和 7 年度とする。

第 5 採択基準

交付等要綱第 5 の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

1 必須となる基準

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 補助事業者が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち補助事業者の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (4) 農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）のコミュニティサイト（<https://www.gfp1.maff.go.jp/entry>）に登録していること。
- (5) 環境負荷低減の取組について遵守すること。

2 優先採択に係る基準

- (1) E U又は米国向けの輸出に資する取組である場合
- (2) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）第 37 条第 1 項の規定に基づく輸出事業計画の認定規程（令和 2 年 4 月 1 日付け農林水産大臣決定）に基づく計画の認定を受けた補助事業者である場合

第 6 事業実施手続

1 事業実施計画の提出

補助事業者は、交付等要綱第 6 の 1 の規定に基づき、別記様式 2 により事業実施計画を作成し、輸出・国際局長に提出し、必要な調整を行うこと。

ただし、交付等要綱第 6 の 3 の規定に基づく、事業実施計画の変更（2 の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止については、交付等要綱第 15 の規定に基づく「変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

また、別記様式 1 及び別記様式 2 に添付すべき資料であって、本事業の公募要領に基づき提出済みの資料等と重複するものは、その添付を省略できる。

2 事業実施計画の重要な変更

交付等要綱第 6 の 3 の輸出・国際局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付等要綱別表 1 の区分の欄の 1 の（2）のアの農畜水産モニタリング検査支援事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更

(4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

補助事業者は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添の「1総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより輸出・国際局長の承認を得るものとする。

(1) 委託先が決定している場合は委託先名

(2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

4 事業の着手

(1) 補助事業者は、交付決定の後に事業に着手すること。

ただし、事業の効果的な実施を図るために交付決定の前に事業に着手する場合にあつては、補助事業者は、別記様式3の農畜水産モニタリング検査支援事業に関する交付決定前着手届を輸出・国際局長に提出すること。

(2) (1)のただし書により交付決定の前に着手する場合においては、補助事業者は、本事業の内容及び補助金の交付が確実となつてから着手すること。この場合において、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うこと。

なお、補助事業者は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日を記載するものとする。

(3) 輸出・国際局長は、(1)のただし書による交付決定前の着手については、本事業が適正に行われるよう、必要な指導を十分に行う。

第7 事業実施状況の報告

交付等要綱第33の規定に基づき、補助事業者は、事業終了後速やかに別記様式2の事業実施計画に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、輸出・国際局長に提出すること。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第8 事業遂行状況の報告

補助事業者は、交付等要綱第18に定める事業遂行状況の報告については、本事業の実施期間の12月末日現在において事業遂行状況報告書を作成し、翌月末までに農林水産大臣に提出すること。

ただし、交付等要綱第19の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付等要綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、本事業の実施期間の12月末までに事業が終了した場合及び交付決定が本事業の実施期間の1月以降となつた場合は、報告を要しない。

附 則

- 1 この要領は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 残留物質等モニタリング検査支援事業実施要領（令和２年３月３１日付け元食産第４７７３号農林水産省食料産業局長通知）及び生産海域等モニタリング支援事業実施要領（令和２年３月３１日付け元食産第５８９１号農林水産省食料産業局長通知）は廃止する。
- 3 廃止前の２に掲げる通知により令和２年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この要領による改正前の要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和５年４月１日から施行する。
- 2 この要領による改正前の要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和６年４月１日から施行する。
- 2 この要領による改正前の要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和７年４月１日から施行する。
- 2 この要領による改正前の要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式1（第2関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

農畜水産モニタリング検査支援事業（〇〇〇）特認団体承認申請書

（注：提出時には以下の注意事項は削除すること。）

〇〇〇には、以下に示す事業名のいずれかを記入すること。

- ・畜産物モニタリング検査支援
- ・水産物モニタリング検査支援
- ・農産物モニタリング検査支援
- ・生産海域モニタリング検査支援

1 団体の名称

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の役職名及び氏名

4 設立年月日

5 事業年度（ 年 月～ 年 月）

6 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・中 小企業の別	従業員数	資本金	年間 販売額	主要事業	備考

7 設立目的

8 事業の内容

9 特記すべき事項

10 添付書類

(注：提出時には以下の注意事項は削除すること。)

- 1 以下の資料について、必要に応じて添付すること。本項目には資料名を記載すること。
 - ・定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - ・新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（創立総会議事録写し等）
 - ・その他参考資料
- 2 添付書類のうち上記1について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。その場合は、本項目にその旨記載すること。

別記様式2（第6及び第7関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和○年度農畜水産モニタリング検査支援事業（○○○）実施計画の提出（変更、中止又は廃止）について

（注：提出時には以下の注意事項は削除すること。）

○○○には、以下に示す事業名のいずれかを記入すること。

- ・ 畜産物モニタリング検査支援
- ・ 水産物モニタリング検査支援
- ・ 農産物モニタリング検査支援
- ・ 生産海域モニタリング検査支援

農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3輸国第5108号農林水産事務次官依命通知）第6の1の規定に基づき、関係書類を添えて、提出（変更、中止又は廃止）する。

（注：提出時には以下の注意事項は削除すること。）

- 1 関係書類として別添を添付すること。
- 2 変更、中止又は廃止の場合には、上記「第6の1」を「第6の3」とすること。
- 3 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、提出した事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略すること。

- 4 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
- 5 本様式を事業実施結果に係る報告書として用いる場合には、件名を「令和○年度農畜水産モニタリング検査支援事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添の 5 に事業の成果を記載すること。

別添

1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	補助事業者		
		千円	千円	千円	(1) 委託先名 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合 計						

(注：提出時には以下の注意事項は削除すること。)

- 1 事業種類は、交付等要綱別表 1 の区分により記入すること。
- 2 事業細目は、交付等要綱別表 1 の農畜水産モニタリング検査支援事業の項の経費の欄の区分により記入すること。

2 事業の目的等

(1) 事業の目的

(記載例：提出時には以下の記載例は削除すること。)

欧州連合（EU）や米国等については、畜産物の輸出するに当たって、国内でのモニタリングの計画策定、検査実施、結果報告等が求められている。このモニタリングを適切に実施しない場合は、EU や米国等について輸出ができなくなることから、国で作成したモニタリング計画に基づき検査等を実施し、EU や米国等への輸出可能なステータスを維持することで、輸出促進に寄与することが本事業の目的である。

(2) 事業の目標（達成すべき成果）

(記載例：提出時には以下の記載例は削除すること。)

モニタリング計画に基づき年間〇〇検体の検査を実施する。

3 事業の内容

項目	
内容	
期間	
備考	

(記載例：提出時には以下の記載例は削除すること。)

項目	畜産物のモニタリング検査支援
内容	モニタリング計画に基づき年間〇〇検体の検査を実施する。
期間	令和〇年〇月～令和〇年〇月まで
備考	

(注：提出時には以下の注意事項は削除すること。)

各項目について再委託等する際には、備考にその旨記載するとともに、再委託先等の管理体制等を記載すること。

4 事業実施スケジュール

(記載例)

	令和〇年〇月	．．．	．．．	令和〇年〇月
・畜産物のモニタリング検査支援（〇検体）	—			→

（注：提出時には以下の注意事項は削除すること。）

3に記載の事業内容について、成果達成までのスケジュールを記載すること。

5 事業の成果

（記載例：提出時には以下の記載例は削除すること。）

モニタリング計画に基づき年間〇〇検体の検査を実施した。なお、当初計画より〇〇検体減少[増加]したのは、採材可能な個体が確保できなかったこと[再検査が必要となり、追加で検査を実施したこと]が要因である。

（注：提出時には以下の注意事項は削除すること。）

本項目は、本様式を事業実施結果に係る報告書として用いる場合にのみ、記載すること。

6 環境負荷低減のチェック項目

（1）エネルギーの節減

- ・工場や倉庫、オフィス、車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
- ・省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める（照明、空調、ウォームビズ・クールビズの利用等）
- ・環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討する

（2）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・プラ等廃棄物の削減、適正な処理に努める
- ・資源の再利用の検討

（3）環境関係法令の遵守等

- ・みどりの食料システム戦略の理解
- ・関係法令の遵守
- ・環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
- ・（機械等を扱う事業者の場合）製造機械等の適切な整備と管理の実施に努める

☒ 上記の取組を事業実施期間中に全て実施する若しくは実施されたことを確認

した。

7 添付資料

(注：提出時には以下の注意事項は削除すること。)

- 1 必要に応じて資料を添付すること。本項目には添付した資料名を記載すること。
- 2 記載事項及び添付資料について既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済みの資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。

別記様式3（第6関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

農畜水産モニタリング検査支援事業（〇〇〇）に関する交付決定前着手届

（注：提出時には以下の注意事項は削除すること。）

〇〇〇には、以下に示す事業名のいずれかを記入すること。

- ・ 畜産物モニタリング検査支援
- ・ 水産物モニタリング検査支援
- ・ 農産物モニタリング検査支援
- ・ 生産海域モニタリング検査支援

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担します。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

別添

取組内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

(注：提出時には以下の注意事項は削除すること。)

上記表内の「事業費」欄は、総事業費（税込）を記載すること。